



福島医発第 1833 号(地)

令和 5 年 10 月 19 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 蓮 澤 浩 明

(公 印 省 略)

インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金の
補助金の返還にかかる厚生労働省から医療機関へのご連絡について(続報)

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、標記補助金の返還にかかる厚生労働省から医療機関への連絡については、令和 5 年 7 月 12 日付福島医発第 997 号(地)にて、貴会宛にご連絡しております。

現在、厚生労働省において、同補助金の返還手続きが順次進められておりますが、日本医師会では、これまでに厚生労働省から医療機関に送られるメールについて、詐欺のメールとの区別がつかず、医療機関として対応し難いとの意見を踏まえ厚生労働省に対し、医療機関への連絡について見直すとともに、手続き全体の流れをまとめた資料を作成するよう要求されております。

今後の本返還の手続きについては、厚生労働省から初めてメールを送る医療機関、または、これまでの厚生労働省からのメールに返信しなかった医療機関には、今般、添付資料のようなメール(資料含む)が送信されることになった旨、日本医師会より連絡がありました。

なお、当該連絡については、本補助金を活用したすべての医療機関に行われるものではなく、「実績額」が概算で交付された「交付決定額」より低いために、返還が必要な医療機関に対してのみ行われるものです。

つきましては、詐欺を懸念されている医療機関もあると存じますので、貴会会員へご周知いただくとともに、貴会宛に照会があった場合は、上記をご案内いただく等のご対応につきご高配の程、よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 橋本朋也
会長 島田昇二郎

日医発第 1278 号（地域）（健Ⅱ）

令和 5 年 1 0 月 1 3 日

都道府県医師会 担当理事 殿

公益社団法人日本医師会

常任理事 釜 范 敏

（公印省略）

インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金の
補助金の返還にかかる厚生労働省から医療機関へのご連絡について（続報）

貴職におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策に精力的に取り組んでいただき、誠にありがとうございます。

令和 5 年 6 月 26 日付日医発第 615 号にて、標記の補助金の返還についてご連絡を差し上げたところですが、貴会におかれましては会員の先生や郡市区医師会からのご照会等にご対応いただき感謝申し上げます。

厚生労働省の手続きは順次進められておりますが、これまでに厚生労働省から医療機関にお送りされるメールについて、詐欺のメールとの区別がつかず、医療機関として対応し難いとのご意見をいただいております。

そのため本会より厚生労働省に対し、医療機関への連絡について見直すとともに、手続き全体の流れをまとめた資料を作成するよう要求いたしました。

今般、本返還の手続きについて、今後、厚生労働省から初めてメールを送る医療機関、または厚生労働省からのこれまでのメールに返信が無かった医療機関には、添付資料のようなメール（資料含む）が送られることとなります。

なお、当該ご連絡については、これまで通り対象医療機関全件に一斉に行うものではなく、手続きの準備ができたところより、順次行われていくこととなっております。

本件につき、引き続き医療機関等より貴会宛にご照会が来ることも考えられますが、その節は、当該医療機関が補助金の返還対象に該当するかご確認いただく等の対応をいただければ幸いです。

つきましては、貴会におかれましても本件ご了知いただきますようお願い申し上げます。

インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の 外来診療検査体制確保支援補助金の返還について

補助金 について

都道府県の指定を受けた医療機関が、発熱患者等専用の診察室（時間的・空間的分離を行い、プレハブ・簡易テント・駐車場等で診療する場合を含む）を設けて、発熱患者等を受け入れる体制をとった場合に、外来診療・検査体制確保に要する費用を補助する。

返還について

本補助金は、交付申請いただいた際に**想定した受診者数よりも実際の受診者数が下回った場合に、下回った分を体制確保料として補助する制度**です。

発熱患者専用の診察室の稼働時間数及び患者数を見込みで申請いただき、**概算で交付決定額を交付しております。**そのため、**実績報告書の延受診者総数が多いほど実績額は低くなり、返還が生じる場合がございます。**

返還方法

【返還について】

厚生労働省から**納入告知書**を送付します。

日本銀行の歳入代理店にてご返還いただく流れになります。

ネットバンキングについては、**Pay-easy（ペイジー）のみご利用可能**です。



通知書等（①確定通知書、②納入告知書）の発送日は、補助金適化法*¹の関係上、返還期限の10日～2週間前になる見込みです。**返還期限を過ぎますと、延滞金が発生しますのでご注意ください。**

*¹ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）

（補助金等の返還）

第十八条

2 各省各庁の長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

返還の流れ

確認

- ・ 返還案内の受領確認 (a)
- ・ 返還額及び返還期限等の連絡 (b)

(a 医療機関→厚労省)

(b 厚労省→医療機関)

郵送

- ・ 確定通知書
- ・ 納入告知書

(厚労省→医療機関)

返還

- ・ 日本銀行の歳入代理店
もしくは
- ・ Pay-easy（ペイジー）

(医療機関)

医療機関 ご担当者様
(BCC で送信しています。)

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

厚生労働省新型コロナ発熱外来診療体制確保支援補助金担当の謝花広次（じゃはなこうじ）と申します。

表題の件、令和〇年度に皆様に交付決定致しました「令和〇年度インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金」の返還に関するご連絡をさせていただきます。
本メールを受信した医療機関様については、返還の対象となっておりますので、以下、ご確認いただきますようお願いいたします。

本補助金は、発熱患者専用の診察室の稼働時間数及び患者数を見込みで申請いただき、概算で交付決定額を交付していますが、実績報告書の延受診者総数が多い場合、実績額は低くなり、返還が必要となります。

本補助金の概要及び、返還までの流れについては、添付の資料をご確認くださいようお願いいたします。

**インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の
外来診療検査体制確保支援補助金の返還について**

補助金について	都道府県の指定を受けた医療機関が、発熱患者等専用の診察室（時間的・空間的分離を行い、プレハブ・簡易テント・駐車場等で診療する場合を含む）を設けて、発熱患者等を受け入れる体制をとった場合に、外来診療・検査体制確保に要する費用を補助する。
返還について	本補助金は、交付申請いただいた際に 想定した受診者数よりも実際の受診者数が下回った場合に、下回った分を体制確保料として補助する制度です。 発熱患者専用の診察室の稼働時間数及び患者数を見込みで申請いただき、概算で交付決定額を交付しております。そのため、 実績報告書の延受診者総数が多いほど実績額は低くなり、返還が生じる場合がございます。
返還方法	【返還について】 厚生労働省から納入告知書を送付します。 日本銀行の納入代理店にてご返還いただく流れになります。 ネットバンキングについては、Pay-easy（ペイジー）のみご利用可能です。 通知書等（①確定通知書、②納入告知書）の発送日は、補助金適化法*の関係上、 返還期限の10日～2週間前になる見込みです。返還期限を過ぎますと、延滞金が発生しますのでご注意ください。 * 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和36年法律第179号） 第18条 2 前条各号の各号は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、制限を定めて、その返還を命じなければならない。
返還の流れ	確認 ・ 返還率内の受領確認 (a) ・ 返還額及び返還期限等の確認 (b) (a 医療機関→厚労省) (b 厚労省→医療機関) ➡ 郵送 ・ 確定通知書 ・ 納入告知書 (厚労省→医療機関) ➡ 返還 ・ 日本銀行の納入代理店 もしくは ・ Pay-easy（ペイジー） (医療機関)

なお、手続きを進めるにあたり、本メールを受信した旨、ご返信をいただきたく存じます。

【今後の流れ】

本メール受信⇒返信確認（厚生労働省）⇒交付決定額、実績報告額、返還額等について、ご連絡（厚生労働省）

※交付額の確定通知書及び返還金に関する納入告知書を発行し、差額分を返還していただきます。

※上記確認次第、最短で、〇月、〇月頃を返還期限として納入告知書の発送を予定しています。

【返還時期について】

貴院のご都合等を考慮して調整させていただきたく存じます。

お手数おかけいたしますが、何卒よろしくお願いいたします。

《照会先》

厚生労働省 健康・生活衛生局 感染症対策部 感染症対策課
新型コロナ発熱外来診療体制確保支援補助金担当
謝花 広次（じゃはな こうじ）

メールアドレス：hatsunetsu4@mhlw.go.jp

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1－2－2

※照会等については、電話が大変混み合っている関係で、メールにてお問い合わせいただければ幸いです。

ご理解の程、何卒、よろしくお願いいたします。